

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（<u>第二百三十三</u> <u>条の二―第二百四十六条</u>）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号、<u>第二百二十三条第一項第二十八号及び</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（<u>第二百三十四</u> <u>条―第二百四十六条</u>）</p> <p>第七節（略）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び<u>第二百二十三条第一項第二十八号に</u></p>

第二百三十三条の二第二項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号、第百二十三条第一項第二十八号及び第百三十三条の二第二項第二号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）及び企業年金基金

二・三（略）

第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例

（適格機関投資家等特例業務の相手方）

第二百三十三条の二 令第十七条の十二第二項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該ファンド資産運用業者（令第十七条の十二第一項第二号に掲げる者をいう。次号及び第三号において同じ。）の役員
- 二 当該ファンド資産運用業者の使用人

において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）（平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号及び第百二十三条第一項第二十八号において「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものに限る。）及び企業年金基金

二・三（略）

第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例

（新設）

- 三| 当該ファンド資産運用業者の親会社等（令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）
- 2| 令第十七条の十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める要件は、存続厚生年金基金については次に掲げる要件の全てを、企業年金基金については第一号に掲げる要件を満たすこととする。
 - 一| 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。次項及び第四項第一号において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれること。
 - 二| 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第百七十六条第二項の規定による届出がされているものであること。
- 3| 令第十七条の十二第一項第十号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一| 次に掲げる全ての要件に該当する個人であること。
 - イ| 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該個人が保有する資産の合計額が一億円以上であると見込まれること。
 - ロ| 当該個人が金融商品取引業者等に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を

経過していること。

二 業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づくこれらに類する者をいう。以下この号において同じ。）であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約若しくは有限責任事業組合契約又は外国の法令に基づくこれらに類する契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該個人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれる個人であること（業務執行組合員等として取引を行う場合に限り、前号に該当する場合を除く。）。

4 | 令第十七条の十二第一項第十一号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人（存続厚生年金基金及び企業年金基金を除き、ロに該当するものにあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者又は有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員をいう。ロにおいて同じ。）として取引を行う場合に限る。）

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること。

- ロ 当該法人が業務執行組合員等であつて、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該組合契約、匿名組合契約又は有限責任事業組合契約に係る出資対象事業により業務執行組合員等として当該法人が保有する資産の合計額が三億円以上であると見込まれること（イに該当する場合を除く。）。
- 二 次に掲げるものの子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。）又は関連会社等（同条第四項に規定する関連会社等をいう。）
- イ 金融商品取引業者等である法人
- ロ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者
- ハ 資本金の額が五千万円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）
- 三 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一日において、次のイに掲げる金額に対するロ及びハに掲げる金額の合計額の割合が百分の七十以上であると見込まれる会社であつて代表者（令第十七条の十二第一項第十号に掲げる者に該当する者に限る。以下この条において同じ。）のためにその資産を保有又は運用するもの
- イ 当該一の日における当該会社の資産の帳簿価額の総額
- ロ 当該一の日における次に掲げる資産（次号において「特定資産」という。）の帳簿価額の合計額
- (1) 有価証券であつて、当該会社の特別子会社の株式又は持分以外のもの

-
- (2) 当該会社が現に自ら使用していない不動産（不動産の一部につき現に自ら使用していない場合は、当該一部分に限る。）
- (3) ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）
- (4) 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石（当該会社の事業の用に供することを目的として有するものを除く。）
- (5) 現金、預貯金その他これらに類する資産
- ハ 当該一の日以前の五年間において、当該会社の代表者及び当該代表者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等（株式又は持分に係る剰余金の配当又は利益の配当をいう。）及び給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十四条及び第三十六条の規定により当該会社の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなるものの金額
- 四 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、一の事業年度における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であると見込まれる会社であつて令第十七条の十二第一項第十号に掲げる者のためにその資産を保有又は運用するもの
- 五 法第二条第二項第六号に規定する権利の発行者（当該権利を有する者が適格機関投資家、令第十七条の十二第一項第一号から第
-

- 十号までに掲げる者又は前各号に掲げる者である者に限る。）
- 5| 前項第三号ロ(1)の「特別子会社」とは、会社並びにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者が他の会社（外国会社を含む。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該他の会社のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。
- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、資産の帳簿価額の総額に対する有価証券（当該特別子会社の株式又は持分を除く。）及び前項第三号ロ(2)から(5)までに掲げる資産（次号において「特別特定資産」という。）の帳簿価額の合計額の割合が百分の七十以上であること。
- 二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該一の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額に占める特別特定資産の運用収入の合計額の割合が百分の七十五以上であること。
- 6| 第四項第三号ハ及び前項の「同族関係者」とは、当該会社の代表者（代表者であった者を含む。以下この項において同じ。）の関係者のうち次に掲げるものをいう。
- 一 当該代表者の親族
- 二 当該代表者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 三 当該代表者の使用人
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該代表者から受ける金銭その他

の資産によって生計を維持しているもの

五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

六 次に掲げる会社

イ 代表者等（当該代表者及び当該代表者に係る前各号に掲げる者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）が会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該会社

ロ 代表者等及びこれとイの関係がある会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該会社

ハ 代表者等及びこれとイ又はロの関係がある会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する場合における当該会社